

令 和 2 年 3 月 2 7 日

請求人代表者 (省略) 様

東広島市監査委員	水 戸	晃
同	重 河	格
同	加 藤	祥 一

住民監査請求に基づく監査結果について (通知)

令和2年2月7日付けで受理した住民監査請求について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) (以下「法」という。) 第242条第4項の規定により、監査の結果を次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求の受理

令和2年1月30日付けで提出された法第242条第1項の規定による住民監査請求は、令和2年2月5日付けで請求の対象職員及び請求者について補正を求め、令和2年2月7日付けで修正され、所定の要件を具備しているものと認め、令和2年2月7日にこれを受理した。

3 請求の要旨及び理由

令和2年1月30日付けで提出された東広島市職員措置請求書及び令和2年2月18日付けで收受した追加資料 (以下これらを総称して「本件請求」という。) から、請求の要旨及び理由を次のように要約した。

(1) 請求の要旨

平成31年3月29日付けでA自治協議会から提出された東広島市財産区団体活動事業補助金の実績報告書の市長による審査が不適切であり、同補助金が違法かつ不当に支出されている。よって、(4)講ずるべき措置に記載のとおり措置を講じることを市長に求める。

(2) 請求の理由

①A自治協議会は、東広島市住民自治協議会の認定に関する規則に基づき、市長から認定を受けた団体である。このA自治協議会の規約では、総会は最高議決機関とされ、協議会の事業計画及び予算に関すること、事業報告及び決算を承認することなどを評議決定するとされている。しかしながら、平成30年度にA自治協議会が実施した戦没者慰霊碑（東広島市A）の整備については、総会で事業報告・決算とも報告されておらず、承認されていない。

②この事業については、平成30年7月20日付けで、A自治協議会が東広島市財産区活動事業の補助金申請を市に行い、平成30年8月3日付けで、補助金の交付決定を受け、事業を実施し、その結果について、平成31年3月29日付けで実績報告を行ったものである。

③その実績報告を市が審査し、事業費が変更になったことを理由に同日付けで、補助金返還命令を行ったものである。

④この実績報告書の補助事業の実施結果は、つぎのとおり、一部は虚偽の申請による不法行為が行われており、その他の部分についても補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないにもかかわらず、補助金の額を確定している。このことは、東広島市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第14条及び東広島市財産区団体活動事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に抵触している。

⑤実績報告書の証拠書類として提出されている領収書については、領収日が平成30年7月12日となっており、補助金の交付決定の前であり、要綱第12条に抵触しており、補助対象とすることができないものである。

⑥同様に提出されている領収書については、平成29年5月8日から平成30年5月15日までの間に3回に分け、市が立木を伐採していること、補助金申請書に添付されている見積書は、立木が伐採された状態で着手する内容になっていること、平成30年5月23日付けでA自治協議会から市に提出された財産借受願に添付された写真、及び平成30年7月11日に国土地理院が撮影した航空写真に立木が伐採された状況が写っていることから明らかに虚偽といえるものである。

⑦同様に提出されている領収書については、補助金申請に記載がなく、変更申請もさ

れていないことから、規則第12条、及び要綱第10条に抵触しており、補助対象とすることができないものである。

⑧同様に提出されている建設工事の請負契約書については、補助金の交付決定の前の完了であり、要綱第12条に抵触しており、補助対象とすることができないものである。

⑨同様に提出されている見積書については、実績報告書提出後の見積であり、規則第3条、及び要綱第7条に抵触しており、補助対象とすることができないものである。

⑩同様に提出されている請書については、この業務の成果により補助金申請がされていることが明らかであり、要綱第12条に抵触していることから、補助対象とすることができないものである。

(3) A財産区の損害（違法かつ不当に支出された額）

支払う必要のない補助金7,848,115円を支出し、A財産区に同額の損害が生じている。

(4) 講ずるべき措置

平成30年度にA自治協議会に対して交付した戦没者慰霊碑の整備にかかる東広島市財産区団体活動事業補助金を全額返還させること、及び東広島市財産区団体活動事業補助金等についても住民自治協議会の決算書に記載するよう指導を行うことや実績報告書へ写真を添付させることを義務づけるなどの再発防止のための措置。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求及び事実証明書から判断して、平成30年度東広島市財産区団体活動事業補助金（以下「補助金」という。）に係る確定手続きについて、実績報告書の審査が適正になされておらず、補助金が違法かつ不当な公金の支出であるか。また、その支出により財産区に損害が生じているかを監査の対象とした。

2 監査対象部課

財務部管財課

3 請求人からの書類の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、令和2年2月18日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からおおむね次のとおり陳述があった。

当該補助金の実績報告書に添付されている慰霊碑周辺伐採作業2回分は、市教育委員会が平成29年5月8日から平成30年5月15日までの間に3回に分け立木を伐採していること、補助金申請書に添付されている見積書には、立木が伐採された状態で着手する内容になっていること、平成30年7月11日に撮影された航空写真などからも明らかに虚偽といえるものである。その他の実績報告書に添付されている領収書も補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないにもかかわらず、補助金の額を確定している。

当該補助金の全額返還及び住民自治協議会の決算書への記載、実績報告書へ写真を添付させることを義務づけるなどの再発防止のための措置を講じてほしい。

なお、補足資料として、市教育委員会の支障木伐採に係る起案の写しが提出された。

4 対象部課からの書類の提出及び陳述

財務部管財課に対し、見解及び関係書類の提出を求めたところ、令和2年2月17日付けで管財課から見解及び関係書類が提出された。なお、陳述は行わなかった。

第3 監査の結果

法第242条第8項の規定に基づき、監査委員の合議により、次のとおり決定した。
本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係の確認及び監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 東広島市財産区団体活動事業補助金について

東広島市財産区団体活動事業補助金は、東広島市内の各財産区の区域内の団体活動事業を積極的に支援することにより、地域振興に寄与するとともに、住民相互の連帯感を高め、地域の発展を図るため、財産区の区域内の住民のために活動事業を行う団体に対し交付される補助金である。

この補助金は財産区繰入金の予算の範囲内で交付することとされており、財産区繰入金とは、各財産区特別会計から地域振興を図る目的で繰り出した金額を、市の一般会計へ繰り入れた金額をいう、と定義されている。

(2) 平成30年度の補助金交付状況

本件請求の対象として掲げられている補助金の概略は以下のとおりである。

- ・補助金名称 平成30年度東広島市財産区団体活動事業補助金
- ・交付申請日 平成30年7月20日
- ・交付団体 A自治協議会

- ・事業内容 東広島市Aの戦没者慰霊碑周辺を整備し、地域住民が戦没者を追悼し、平和を祈念することにより、住民相互の連帯感を高め、地域の発展に寄与する。
- ・実施期間 平成30年8月3日～平成31年3月29日
- ・交付決定日 平成30年8月3日
- ・交付決定額 23,537,520円
- ・概算払日 平成30年8月21日
- ・実績報告日 平成31年3月29日
- ・額確定日 平成31年3月29日
- ・額確定額 7,848,115円
- ・繰入日 令和元年5月30日

なお、上記補助金は、平成31年3月29日付けで実績報告がなされ、その結果として概算払の精算が行われ、令和元年5月30日にA財産区から市に繰入が行われている。

実績報告額7,848,115円の内訳は以下のとおりである。

周辺整備工事

- ・支障木伐採 4,761,000円
- ・周辺整備工事 1,525,716円
- ・伐採木処分 804,643円
- ・測量設計 756,756円

(3) 請求要旨に対する対象部課等の書類の提出、見解及びヒアリング

ア A自治協議会総会の事業報告・決算報告について

第1の3(2)①について、請求人は、平成30年度にA自治協議会が実施した戦没者慰霊碑の整備は、総会で事業報告・決算とも報告されておらず、承認されていないと述べている。

請求人は陳述の際、当該行為の違法・不当性はA自治協議会の規約及び東広島市住民自治協議会の認定に関する規則に抵触していることにあると主張した。

これに対し、対象部課は、本件補助金の代表者印のある申請書が提出されたため、総会の承認を受けたものと認識している。ただし、総会の実施については、確認していないと見解で述べた。

イ 補助金交付決定前の領収書について

第1の3(2)⑤について、請求人は、平成30年7月12日付けの領収書(支障木伐採下草刈(慰霊碑周辺通学路等))は、補助金交付決定前のものであるため、要綱第

12条に抵触しており、補助対象とすることができないものであると述べている。

これに対し、対象部課は、前年度からの予算協議及び5月の土地使用貸借契約時から、市はA自治協議会との協議を進めており、当該協議会がすでに発注していたため、認めたものである（事務取扱要領Ⅱ4事業執行後の交付申請）と見解で述べた。

対象部課の見解にある事務取扱要領Ⅱ4事業執行後の交付申請とは、平成26年1月に財務部財政課が作成した「補助金交付に係る事務取扱要領」で、事業執行後の交付申請について、「原則、事業執行（完了）後の交付申請は、指令前着工となるものであり、補助事業の適正な遂行の確保について監督できないなど適当でないと考えられるため、認められないものである。ただし、要綱等に指令前着工または完了した事業を補助対象とする旨の明確な定めがあるもの、事前に事実上の指導監督を受けて行った事業であるものなど、補助事業の適正な遂行の確保ができるものは認めることができる。」としている。

また、前年度からの予算協議及び5月の土地使用貸借契約時からの協議を裏付ける資料として、対象部課から平成29年9月23日市長往来の新聞記事、平成30年度市民協働のまちづくり活動応援補助金に関する資料、平成30年度A財産区予算資料及び弁明書が追加提出された。平成29年9月23日の市長往来の記事は秘書課の面談記録から当該案件について調整が行われ、了承されていると対象部課は主張している。また平成30年度市民協働のまちづくり活動応援補助金については、平成30年2月20日に交付申請しており、その内容はA地区戦没者慰霊碑周辺環境整備事業を行うものであった。また、A財産区予算資料は、平成30年度のA財産区特別会計の予算を協議するための資料であり、予算書の中にA自治協議会への補助金についても記載があった。

補助金の交付決定日は平成30年8月20日であり、A自治協議会からの補助金交付申請書は平成30年7月20日付けであった。対象部課から追加で提出された資料によると、聴取により実際の業務は平成30年6月21日から25日に行ったとのことであった。

ウ 市教育委員会による伐採とA自治協議会による伐採について

第1の3(2)⑥について、請求人は、平成30年8月18日付けの領収書（慰霊碑周辺伐採作業（第一期））と平成30年9月24日付けの領収書（慰霊碑周辺伐採作業（第二期））に記載のある2回の伐採作業は、市が平成29年5月8日から平成30年5月15日までの間に3回に分け立木を伐採していることから虚偽である。このことは、平成30年5月23日付けでA自治協議会から市に提出された財産借受願に添付された写真及び平成30年7月11日に国土地理院が撮影した航空写真からも明らかであると述べている。

これに対し、対象部課は、市による実績報告の審査が十分でないものがあったが、領

収書等の確認により、また現地の状況から判断し、事業は実施され、虚偽・不正はないものと認めたものであると見解で述べた。

請求人の主張について、市が行った平成29年5月8日から平成30年5月15日までの間の3回の伐採によって、業務範囲の立木が全て伐採されたものなのかどうかを検討することとした。

(ア) 市教育委員会による伐採

請求人が資料として添付した請書や陳述から、市教育委員会学校教育部教育総務課が3回の伐採業務を行っていた。教育総務課による資料の提出及び聴取の結果を記載する。

第1回

業務名	A小学校上グラウンド法面支障木伐採及び剪定作業
履行期間	平成29年5月9日から平成29年5月25日まで
業務委託料	432,000円
契約年月日	平成29年5月8日
受注者	B
履行確認日	平成29年5月19日
業務実施範囲	請書に添付 別紙施工図【A】
実施報告書	なし

第2回

業務名	A小学校法面伐採作業
履行期間	平成29年12月2日から平成29年12月22日まで
業務委託料	491,400円
契約年月日	平成29年12月1日
受注者	C
履行確認日	平成29年12月22日
業務実施範囲	聴取による 別紙施工図【B】
実施報告書	あり（写真付き）

第3回

業務名	A小学校上グラウンド法面木伐採及び剪定業務
履行期間	平成30年5月3日から平成30年5月15日まで
業務委託料	489,456円
契約年月日	平成30年5月2日
受注者	B
履行確認日	平成30年5月15日
業務実施範囲	請書に添付 別紙施工図【C】
実施報告書	なし

事務局職員が行った教育総務課担当職員への聴取では、決まった時期に伐採するものではなく、学校運営に支障が出た場合に伐採及び剪定を行っていること、また2回目の平成29年12月22日に確認したA小学校法面伐採作業は、A小学校の敷地と敷地外の部分が登記上1筆になっており、敷地外の部分を教育財産から普通財産とし

て管財課に引き継ぐため、分筆作業をしやすくするために伐採したものであること、今回の立木伐採、剪定については、樹木が大きくなり電線に当たる恐れがあるものや、通学路に面した樹木で通行の妨げになっているもの、倒木の危険があるものを優先的に実施したことを確認した。

(イ) A自治協議会による伐採

実績報告書に添付されていた領収書等について記載する。

領収書・請求書 1

名称・規格	慰霊碑周辺伐採作業（第一期） 集積、処分、重機代込み
請求日	平成30年8月18日
請求金額	1,500,000円
領収日	平成30年8月22日
受注者	D
履行期間	不明
業務実施範囲	不明
実施報告書	不明

領収書・請求書 2

名称・規格	慰霊碑周辺伐採作業（第二期） 集積、処分、重機代込み
請求日	平成30年9月24日
請求金額	1,500,000円
領収日	平成30年9月26日
受注者	D
履行期間	不明
業務実施範囲	不明
実施報告書	不明

実績報告書だけでは履行期間や業務実施範囲が不明であった。対象部課に対するヒアリングでは、施工範囲のみの説明であったため、より詳細な聴取を依頼した。

対象部課が業者等に聴取して追加で確認した事項について記載する。

領収書・請求書 1

作業時期	平成30年2、3、8月
作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙施工図①、②部分について、乾燥させて処分費を少なくするため、平成30年2月（2/19～28）及び3月（3/10～25）に大木の伐採のみを先行実施した。その後、先行実施した伐木と新たに下刈された①部分の伐木について、平成30年8月に集積、処分を行った。費用については、先行実施した伐採費用も含まれている。 ・伐採した伐木については、戦没者慰霊碑南側に集積 ・処分については、一部の伐木を破砕機で粉にして現地散布（伐木の処分費用を削減するため）
写真	なし
作業場所	別紙施工図①部分

領収書・請求書2

作業時期	平成30年2、3、9月
作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙施工図①、②部分について、乾燥させて処分費を少なくするため、平成30年2月（2/19～28）及び3月（3/10～25）に大木の伐採のみを先行実施した。その後、先行実施した伐木と新たに下刈された②部分の伐木について、平成30年9月に集積、処分を行った。費用については、先行実施した伐採費用も含まれている。 ・伐採した伐木については、戦没者慰霊碑南側に集積 ・処分については、一部の伐木を破砕機で粉にして現地散布（伐木の処分費用を削減するため）
写真	なし
作業場所	別紙施工図②部分

聴取により確認した事項とともに、追加で航空写真（別紙写真①）も提出された。この航空写真は、課税資料として使用しているもので、提出された航空写真は平成29年6月に撮影されたものである。市教育委員会が平成29年5月19日に行った伐採の約1か月後の写真である。

エ 変更申請について

第1の3（2）⑦について、請求人は、平成30年12月6日付けの領収書（A小学校周辺草刈）及び平成31年3月2日付けの領収書（慰霊碑周辺下刈及び学校周辺草刈り）について、補助金申請に記載がなく、変更申請もされていないことから、規則第12条及び要綱第10条に抵触しており、補助対象とすることができないと述べている。

これに対し、対象部課は、補助金の交付決定後、平成30年7月豪雨の影響によって、委託予定の土木業者が災害復旧事業を優先することとなり、計画通りの実施が困難となった。そのため、一部業務内容が変更となっているが、収支予算書の周辺整備工事に含まれているため認めたものであると見解で述べた。

対象部課のヒアリングでは、補助金交付申請書の添付資料である周辺整備工事の見積書には、工種として敷地造成工、法面工、排水構造物工、擁壁工、防護柵工、準備工が記載されており、準備工の中の伐木除根工に伐木も含まれていると主張した。

オ 建設工事の請負契約書について

第1の3（2）⑧について、請求人は、建設工事の請負契約書の契約日は平成30年3月8日、工期は平成30年3月11日から平成30年3月31日までとなっており、これは補助金交付決定前の完了であるため、要綱第12条に抵触しており、補助対象とすることができないと述べている。

これに対し、対象部課は、工事名にあるとおり平成30年度分であり、契約日等については、委託業者からの聴取によって、委託業者が誤って記載したことが確認できたため認めたと見解で述べた。

対象部課のヒアリングにおいても、平成30年7月豪雨災害の関係で、工期をずらしたために、委託業者が記載を誤ったと説明し、修正を依頼していると主張した。

その後追加資料として、修正後の請負契約書が提出され、契約日、工期ともに「平成30年」が「平成31年」に修正されていた。

修正された契約書を証拠書類として採用するかどうかを検討したが、公文書公開請求の時点で記載の誤った文書を持っていたのであれば、請求人に対し誤っている旨の説明を事前しておく必要があったこと、また住民監査請求が提出された後に業者から修正後の契約書の提出を受けていたことから、証拠書類として採用はしないこととした。

カ 実績報告書提出後の見積について

第1の3(2)⑨について、請求人は、平成31年3月30日付けの見積書(慰霊碑周辺伐採木撤去)は実績報告書提出後のものであるため、規則第3条及び要綱第7条に抵触しており、補助対象とすることができないと述べている。

請求人の主張する規則第3条及び要綱第7条は補助金交付申請についての条項であるため、当該見積書が規則第3条及び要綱第7条に抵触していないものと判断した。しかし、全ての行為について、規則第14条及び要綱第14条の規定に抵触しているとも触れているため、これらの規定に抵触しているかどうか監査を行った。

慰霊碑周辺伐採木撤去の見積書の日付は、平成31年3月30日であり、実績報告書の提出日及び実施期間の終期は、平成31年3月29日である。

これに対し、対象部課は、本業務は出来高による業務だが、業者への聴取によると、1月頃にA自治協議会から口頭による業務発注を受けたことが確認できた。その数量をもって当該協議会が支払額を確定したことで、実績報告書を提出したのものであると見解で述べた。

また、対象部課から業者が作成した伐採木処理の計量伝票が追加で提出された。計量伝票には、日付、重量が記載してあり、品種には「木くず」、備考には「A小学校」と記載されていた。

キ 測量設計業務について

第1の3(2)⑩について、請求人は、平成30年7月20日の補助金交付申請書に添付されていた図面や見積書の数量が、実績報告書に添付されている測量設計業務の成果品であることが明らかであり、要綱第12条に抵触していることから、補助対象とすることができないと述べている。

これに対し、対象部課は、請書の業務については、改めて確認をしたところ、整地設計・排水設計を行ったものであると見解で述べた。

対象部課のヒアリングでは、測量設計の委託業者が持っていた図面を基に補助金交付申請のための図面と見積書を作成し、平成30年8月以降に次年度実施に係る整地と排水の詳細な設計をするため、改めて測量設計の発注を行ったものであると主張した。

実績報告書に添付されている請書の日付は、平成30年8月8日となっていた。

また対象部課から提出のあった資料には、測量設計業務の実績報告書が付いており、受領は平成31年2月15日と手書きでされているが、報告書の中の法務局の地積図は平成31年2月8日付けになっていた。

2 監査対象事項に対する判断

(1) A自治協議会総会の事業報告・決算報告について

このことについては、東広島市住民自治協議会の認定に関する規則には、事業報告と決算報告を求める記載はなく、本件請求の請求対象行為とは関係がないものと判断し、監査の対象としないこととする。

(2) 補助金交付決定前の領収書について

このことについては、領収書の日付から交付決定日よりも前にこの業務は実施されており、事前着手であることは明らかであるが、対象部課の見解で「補助金交付に係る事務取扱要領」を適用して事前着手を容認したこと、協議を裏付ける資料から、A自治協議会が慰霊碑周辺整備を行うことを市が認識し、対象部課も事業に関する協議の中にと考えられる。

これらのことにより、請求人の主張のとおり要綱第12条に抵触してはいるが、平成元年7月11日東京高等裁判所判決において、「市が社会教育団体に対してした補助金の交付決定が、市の補助金交付要綱に違反するものであっても、同要綱は、行政当局が行政の指針として制定する内部的規律であって、それ自体法規としての性質をもつものではないことから、直ちに違法となるものではない。」（平成元年7月11日東京高等裁判所 昭和63（行コ）58補助金交付決定取消等請求控訴事件）と判示されていること、また裁量権の不合理な行使とまでは言えないため、直ちに違法かつ不当であるとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、対象部課は、事前協議をした場合には協議録などを整理しておく必要はあったと考える。

(3) 市教育委員会による伐採とA自治協議会による伐採について

このことについては、平成29年6月撮影の航空写真（別紙写真①）と請求人が提出

した平成30年7月11日に国土地理院が撮影した航空写真（別紙写真②）を比較すると、平成29年5月に市教育委員会が実施した伐採範囲にも木が残っていることが確認できるため、市教育委員会が実施範囲の全ての立木を伐採したとは判断できない。

これに対し、平成30年5月23日付けの財産借受願に添付されていた写真及び平成30年7月11日に国土地理院が撮影した航空写真で立木が伐採されていたのは、A自治協議会が、平成30年2、3月にすでに大木については伐採していたという対象部課の業者等への聴取と矛盾しない。市教育委員会は3回のみでの伐採であり、A自治協議会以外の団体が立木を伐採したとは考えにくいことから、A自治協議会が立木を伐採したものと考えられる。

これらのことにより、市教育委員会が立木を全て伐採したとは判断できない。また、A自治協議会による立木伐採は聴取の結果、2、3月に行われており、交付決定前の事業着手であるが、（2）と同様、直ちに違法かつ不当とまでは言えない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

（4）変更申請について

このことについては、当該見積書の施工名には除根、集積、運搬しかなく、伐木はないため、変更申請は必要だったと考えるべきであり、ヒアリングの際の指摘に対し、対象部課も変更申請が必要であったことは認めている。

このことについても、（2）と同様、不適切な事務手続ではあったが、直ちに違法かつ不当とまでは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

（5）建設工事の請負契約書について

このことについては、当該工事が交付決定前に事業着手されていたかどうかであるが、実績報告書に添付されているA自治協議会から請負業者への振込書及び領収書の日付は、平成31年4月3日となっていた。平成30年3月31日に完了した工事の代金を平成31年4月3日に支払うことは通常考えにくい。

また、対象部課から追加で提出された当該工事写真には、選挙のポスター掲示場が写っており、これは平成31年4月に実施された広島県議会議員選挙及び東広島市議会議員選挙のポスター掲示場であると考えられるため、当該工事は平成31年に実施されたものと判断できる。

これらのことにより、当該工事が交付決定前の事業着手であるとは判断できないため、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、対象部課は、当該工事の請負契約書が、公文書公開請求時に誤っている文書であると認識していたのであれば、請求人から疑義を持たれる可能性があるため、事前に説明をするなどの対応が必要であったと考える。

(6) 実績報告書提出後の見積について

このことについては、見積書の日付から、実績報告書提出後のものであることは明らかである。

ただし、対象部課の追加提出資料から、計量伝票の日付、数量は見積書と一致し、支払額が確定した時期も確認することができた。対象部課の見解どおり、出来高による発注業務であると考えられる。

これらのことにより、対象部課は適切な日付で実績報告書を収受する必要があったものとするが、直ちに違法かつ不当とまでは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(7) 測量設計業務について

このことについては、請書の締結日は補助金交付申請のあった平成30年7月20日より後の日付である。また、実績報告書の提出時期も地積図に記載された日付の前後と判断される。

これらのことにより、請求人の主張には理由がないものと判断する。

以上のことから、不適切な事務手続は多数見受けられたが、領収書、提出資料等から事業は実施されたものと判断できるため、財産区に損害が生じたとは言えず、請求には理由がないものと判断した。

3 結論

以上のとおり、請求には理由がないものと判断し、棄却する。

4 意見

本件請求は、請求に理由がないものと判断し棄却になったものの、事前着手や変更申請をしていないこと、実績報告書に添付する書類の不備及び対象部課の事業把握が不十分であったことなど、不適切な事務手続や指導不足が目立った。

監査対象事項に対する判断の中で、要綱に違反するものであっても直ちに違法となるものではないとの判例を示したが、だからといって、要綱を軽視してよいということではなく、要綱は補助事業を適正に管理・運営するために自ら定めた内規であり、遵守していただきたい。

補助金も公金の支出であることを鑑み、交付団体が行った事業に対する説明責任は市にあると言える。この度、住民監査請求にまで至ったということは、対象部課の指導が不十分であったからである。

このことは、市民に対する十分な説明責任が果たせないばかりでなく、公金の支出に対

する市民の信頼を損なう重大な結果を招きかねないものである。

市長は、早急に補助金の取扱いの見直しを行うとともに、補助金事業を所管する全ての担当課は、自らの事務について再確認するとともに、補助金交付団体に対しては必要に応じ適切な支援・指導を行うよう要望するものである。

【参考】

○東広島市補助金等交付規則

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助事業等の実施の前に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、補助事業等の目的及び内容等により第1項各号に掲げる書類の提出を必要としないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該書類の提出を省略させることができる。

(計画の変更)

第12条 補助事業者等は、第4条の規定による補助金等の交付の決定に係る補助事業等の計画を変更しようとするとき又は第5条の規定により付された条件に基づき市長の承認を受けようとするときは、速やかに補助事業等計画変更申請書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、補助事業等計画変更決定通知書(別記様式第9号)により補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の額の確定)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等額確定通知書(別記様式第11号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

○東広島市財産区団体活動事業補助金交付要綱

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則に定める補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支計画書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (計画変更等の申請)

第10条 補助事業者は、第7条に規定する申請書及び添付書類の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、速やかに補助金事業計画変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事前着手)

第12条 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、原則として補助対象としない。
ただし、前年度からの繰越金による場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第9条第1項の規定による概算払を行った場合であつて、当該概算払の額が前項の補助金の確定額を超えるときは、補助対象者にその差額の返還を命ずるものとする。

※ 施工図、航空写真の添付は省略した。